

平成29年2月22日

現場代理人の兼務の取扱いについて

小 浜 市

平成28年6月15日より小浜市工事請負契約約款第10条第3項に規定する現場代理人について、その兼務の取扱いについては下記のとおり定められていますので、ご留意ください。

記

1 現場代理人の兼務

次の条件のすべてに該当する場合は、現場代理人の兼務を届け出ることができる。

- ① 兼務するすべてが小浜市発注の工事であること。
- ② 兼務する工事が3件以内であること。
- ③ 兼務する各々の工事の請負金額が3,500万円未満（税込み）であること。
（建築一式工事は7,000万円未満）

※ただし、各工事現場における運営、取締りおよび権限の行使に支障が無いこととなり、発注者との連絡体制が確保されることを前提とする。

国または小浜市以外の地方公共団体が発注する工事との兼務はできません。

2 手続

- (1) 現場代理人の兼務を希望するものは、工事担当課に現場代理人兼務届（別紙）を提出すること。
- (2) 変更契約により、兼務する各々の工事の請負金額が3,500万円以上（建築一式工事は7,000万円以上）となった場合は、現場代理人の変更手続を行うこと。